

在韓被爆者の現状

平成2年5月
北東アジア課

1. 在韓被爆者の数的実態

- (1) 終戦時の朝鮮半島出身者数：2,365,263人（注1）
- (2) 韓国政府登録被爆者数：1,735人（90年2月） 2,073人（90年5月）
- (3) 広島・長崎における朝鮮半島出身被爆者数（在韓被爆者協会推定）

	被爆者総数	死亡者	生存者	帰国者	残留
広島	70,000	35,000	35,000	30,000	5,000
長崎	30,000	15,000	15,000	13,000	2,000
合計	100,000	50,000	50,000	43,000	7,000

- (4) 想定される在韓被爆者数：約3,000~10,000人

※終戦当時の帰国者：約43,000人（北朝鮮への帰国を含む）

※帰国者の1/3（南北朝鮮の人口比は約2:1）が北朝鮮へ帰国したと仮定すれば、45年当時28,000人であったと想定。→日本の被爆者の死亡率は平均1.57%であるが、日本と韓国との死亡率の差（例えば60年代で日本は約0.7%、韓国約1.1%）を勘案すると、在韓被爆者の死亡率は約2%と推定。→45年後の90年の生存者は、28,000人×約0.4=約11,200人と推定。→また、50年から53年の朝鮮戦争による犠牲者も少なくないこと、及び、韓国の被爆者医療水準が低いことを等を勘案すれば、生存者は、90年現在では約3,000人程度（政府推定）-約10,000人程度と考えられる。（注2）

※但し、従来より韓国政府は、国内の在韓被爆者を約3,000人と推定（本数値を裏付ける資料は得られていない）し、これらが援護措置を必要とする被爆者としてわが方への申し入れの根拠となっている。

（注1）日本内務省警保局のデータ。尚、うち広島在住者は81,862人となっており、昭和12年段階では同在住者は約2万弱であったことから、戦争に伴い韓国から強制的に連行され、当事広島にあった三菱重工等軍需工場での労働に従事していた徴用工がそれら韓国人在住者の大半であったものと推定。（長崎にも当事海軍の造船所等があり、多数の韓国人徴用工が在住）

（注2）被爆者全員が健康を害している訳ではない（日本においても、健康管理手当の受給者は、全被爆者手帳保持者の約60%）ので、実際に被爆者援護措置（健康管理手当等）を必要とするものは、本数値よりはかなり減少する。

2. 韓国政府の被爆者対策

(1) 法的根拠

※医療保健法（'76年制定）

※大韓赤十字社組織法（'49年制定）

(2) 韓国政府による被爆者援護措置

※「5人委員会」：従来より在韓被爆者問題検討のため、韓国政府、大韓赤十字社、在韓被爆者協会による合議機関を設置している。

※在韓被爆者の認定・登録制度：従来より、政府は被爆者対策に資するべく、日本人被爆者に準じた被爆者の認定により、保健社会部に登録する制度を制定（1978年に2,194人の登録実績あり）。

※在韓被爆者に対する韓国政府の医療費補助は、'89年より、全医療費の85%を国庫負担。但し、上限100万ウォン（約30万円）であり、かつ年間180日を超える分については、適用外。

※韓国政府指定原爆病院（赤十字病院等9ヵ所）に対する支援：'88年は約1億ウォン（約2,000万円）

※在韓被爆者協会の運営費等補助：'88年は約350万ウォン（約70万円）

(別添)

戦後処理に関する日韓の援護措置

区 分		韓 国	日 本
軍人	軍人 準軍人 軍内文官	「対日民間請求権・補償に関する法律」(昭和74年)により、遺族に対する補償を実施。(死没者の遺族に対し一律30万ウォンを支給) (注) (19/03/14) ○人等 ○金額	原則として、「恩給法」適用による給付
軍属	戦地勤務の雇員・工員 船舶運営会船員 満鉄職員等		「戦傷病者戦没者遺族等援護法」(昭和27年制定)による国家補償
準 軍 属	被徴用者 動員学徒 女子挺身隊員 満蒙開拓義勇軍 特別未帰還者 防空従事者 国民義勇隊員等		①障害年金の支給 ②遺族年金等の支給 ③弔慰金の支給
一般文官			「恩給法」の適用
赤十字看護婦 従軍看護婦			慰労給付金の支給
原爆被爆者			「被爆者医療法」及び「特別措置法」による援護
		(医療費等支援)	
引揚者		不 明	「引揚者給付金等支給法」等の適用

* 韓国政府としては、本法律の実施により、日本との関連における補償問題は法的に解決したものと規定。
 日本側
 引揚者